

財関第656号  
令和7年6月30日

各税関長殿  
沖縄地区税関長殿

関税局長 高村 泰夫

### 関税法基本通達等の一部改正等について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正等し、令和7年7月1日（下記第1の2.については同年10月1日、第1の3.並びに第4の2.、4.及び5.については同月12日、第4の3.については令和8年4月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1－1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1－2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
3. 別紙1－3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙2のように改める。

第3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙4-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

2. 別紙4-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

3. 別紙4-3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

4. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙4-4のよう改める。

別紙様式M-103号からM-107号まで

別紙様式M-500号からM-520号まで

別紙様式M-522号からM-533号まで

別紙様式M-544号からM-547号まで

別紙様式M-549号からM-564号まで

5. 別紙様式M-573号の次に、別紙様式M-574号からM-590号までとして別紙4-5のよう加える。

第5 原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）の一部を次のように改める。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。